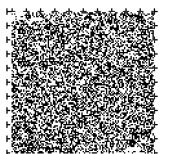
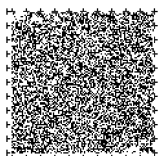


第2部

第6次杉戸町障がい者福祉計画





第1章 基本的な考え方

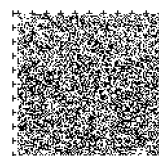
1 基本理念

平成30年度に策定した第5次杉戸町障がい者福祉計画では、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き 安心して暮らせるまちづくり”を基本理念として掲げ、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者基本法の理念のもと、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ってきました。

本計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、障害者基本法をはじめとする法の理念や国の「第5次障害者基本計画」の基本理念等を踏まえ、以下の通り、第6次杉戸町障がい者福祉計画の基本理念を定めました。

**障がいのある人もない人も、共生社会の実現に向け
安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

また、計画の推進にあたっては、本町の最上位計画である「第6次杉戸町総合振興計画」が目指す10年後の未来像の一つとして位置付けている「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」の実現を目指し、障がい者福祉施策のより一層の充実に取り組みます。



2 基本目標

基本理念に基づき、以下の5つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくり

障がいのある人もない人も、ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障害者差別解消法に基づく障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、積極的な周知・啓発を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

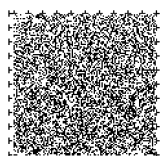
また、すべての人がお互いに理解し、支え合う地域をつくるため、身近な交流機会や交流の場を拡充していくとともに、ボランティア活動や各種団体への支援の充実を図ります。

さらに、令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人による情報の取得・意思疎通に関わる施策の総合的な推進を図ります。

基本目標2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らしていくことができるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携し、本人と家族を支えるサービス提供体制等の充実を図ります。

また、地域で生活するためには、障がいのある人の健康保持と自立が必要となることから、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、保健・医療・福祉などの一貫した事業を推進します。



基本目標3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

障がいのある子どもの健やかな育ちと学びを支えていくため、乳幼児期や学齢期など、早い段階から子どもの発達について適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、就学から学校卒業後の生活も見据えた切れ目のない一貫した支援の提供を図ります。

教員や保育士、介助員などの障がいに対する理解や接し方をより一層高め、障がいのある子どもの個性や能力の育成を図ります。また、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容を推進していくため、成長段階に応じて障がい児保育や交流学习等を推進することで、共生社会の実現に向けた障がい理解の促進に努めます。

基本目標4 就労支援と社会参加の促進

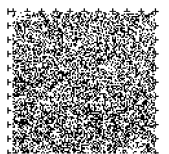
障がいのある人もない人も、だれもが輝く地域づくりを推進するため、就労支援の充実や社会参加の支援・促進を図ります。就労の面では、就労支援センターが中心となり、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所など関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援の充実に努めます。

また、障がいのある人の社会参加を促進するためにスポーツや文化・芸術活動への支援を充実していくとともに、様々な分野への参加機会の拡大や参加手段の確保、行事内容の充実等、豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり

だれもが安心・安全に生活できるまちづくりの実現のために、障がいの特性に配慮しながら、公共施設や公共交通、道路等について、ユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境整備とバリアフリー化を推進します。

また、緊急時に備え、日頃からの見守り・声かけ活動を促進していくとともに、災害時には、避難行動要支援者登録制度の活用や自主防災組織等との連携により、障がいのある人に対する的確な情報提供や安全な避難方法の確保等、地域で支援する体制の整備を推進します。



3 施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、共生社会の

基本目標

基本目標1

ともに認め合い、
支え合う地域づくり

基本目標2

自分らしく
健康に暮らせる
地域生活支援の充実

主要課題

(1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進

(2) 思いやりのある地域づくりの推進

(3) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

(2) 障がいのある人と家族を支えるサービス提供体制等の充実

(3) 保健・医療サービスの支援体制の充実

施策

① 障がいを理由とする差別解消の推進
② 行政サービス等における合理的配慮の推進
③ 権利擁護の推進

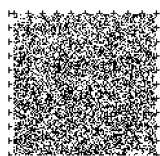
① 交流機会の充実
② ボランティア活動などへの支援
③ 障がい者団体の育成支援

① 情報アクセシビリティの向上
② 意思疎通支援の充実

① 相談支援体制の充実
② 障がい者ケアマネジメントの推進

① 在宅サービスの充実
② 施設サービスの充実
③ 住まいや日中活動の場の確保
④ 外出支援の充実
⑤ コミュニケーション支援
⑥ サービスの質の確保
⑦ 経済的支援の充実

① 疾病・障がい等の早期発見・対応
② 健康づくりの推進
③ 公費負担医療制度の推進
④ 医療的ケアが必要な方への支援



実現に向け 安心して自分らしく 暮らせるまちづくり

基本目標

基本目標3

障がいのある子どもの
地域社会への
参加・包容の推進

基本目標4

就労支援と
社会参加の促進

基本目標5

安心・安全に生活
できるまちづくり

主要課題

(1)療育体制・保育支
援の充実

(2)障がいのある子ど
もへの教育支援体制
の充実

(1)雇用・就労の促進

(2)社会参加の促進

(1)福祉のまちづくり
の推進

(2)安心・安全な暮ら
しの確保

施策

①療育体制の充実
②障がいのある子どもの保育支援

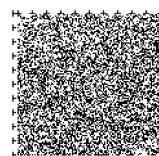
①特別支援教育の推進
②就学や体験活動等の支援

①一般就労の促進
②福祉的就労の促進

①スポーツ活動の充実
②文化・芸術活動などの充実
③計画への参画の機会づくり

①バリアフリー化の推進
②道路環境の整備

①安心・見守り体制づくり



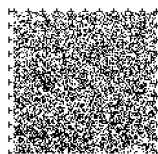
基本目標 1 とともに認め合い、支え合う地域づくり

主要課題	施策	事業名
(1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進	①障がい者を理由とする差別解消の推進	1◎ 障害者差別解消法の周知・推進 2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営 3 障がいや障がい者の理解の促進 4 福祉教育の推進
	②行政サービス等における合理的配慮の推進	5 職員に対する障がい者理解の促進 6 選挙における配慮の実施
	③権利擁護の推進	7◎ 障がい者への虐待防止事業の推進 8◎ 成年後見制度の利用促進 9 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進
(2) 思いやりのある地域づくりの推進	①交流機会の充実	10 交流の促進 11 「ふれあい」イベントの充実 12 スポーツフェスティバルへの参加促進 13 農を通じた地域交流の推進
	②ボランティア活動などへの支援	14 福祉ボランティア団体への助成 15 ボランティアパートナー制度の推進 16 各種講習会の開催 17 ボランティア活動への参加機会の提供 18 ボランティア情報の提供
	③障がい者団体の育成支援	19 障がい者団体の育成・支援
(3) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	①情報アクセシビリティの向上	20 広報紙・ホームページの充実 21 福祉情報の充実 22 出前座談会の実施 23 行政情報のバリアフリー化推進 24 情報提供体制の整備
	②意思疎通支援の充実	25◎★手話の普及・啓発 26 意思疎通支援事業の推進 27 奉仕員養成講習の推進

◎は重点事業 ★は新規事業（以下同様）

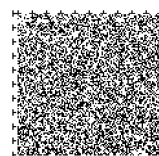
基本目標 2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

主要課題	施策	事業名
(1) 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実	28◎ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営 29◎ 相談の連携強化 30 身近な相談の場の推進 31 難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への支援 32 訪問相談等の充実 33 健康相談の実施 34 高齢者総合相談の充実 35★ 高齢者の電話相談 36 消費生活相談の充実



基本目標 2 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実（続き）

主要課題	施策	事業名
(1) 相談支援体制の 充実	②障がい者ケアマネジメン トの推進	37 計画相談支援・障害児相談支援の充実 38 地域相談支援の推進
(2) 障がいのある人 と家族を支える サービス提供体 制等の充実	①在宅サービスの充実	39 出張理容サービスの利用促進 40 車いすの貸出し 41 紙おむつの支給 42 緊急通報システムの整備・充実 43 障がい者生活介護施設の運営 44 情報・通信支援用具の給付
	②施設サービスの充実	45 障がい者施設情報の把握 46 障害者生活支援センターの利用促進
	③住まいや日中活動の場の 確保	47 居宅環境整備の助成 48 地域活動支援センターの利用促進
	④外出支援の充実	49 リフト付き車両の貸出し 50 タクシー利用料金及び自動車等燃料費 の助成 51 移動の支援 52 自動車運転のための助成 53 福祉有償運送事業の利用促進
	⑤コミュニケーション支援	26 意思疎通支援事業の推進（再掲） 27 奉仕員養成講習の推進（再掲）
	⑥サービスの質の確保	54 福祉サービス事業者の質の向上
	⑦経済的支援の充実	55 生活福祉資金の貸付け 56 在宅重度心身障害者手当の支給 57 特別障害者手当等支給事業の周知 58 重度心身障害者医療費等の支給 8 成年後見制度の利用促進（再掲）
(3) 保健・医療サー ビスの支援体制 の充実	①疾病・障がい等の早期発 見・対応	59 乳幼児健康診査の推進 60 乳幼児訪問指導の推進 61 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推 進 62 サポート手帳の活用
	②健康づくりの推進	63 妊産婦保健指導の推進 64 健康診査の推進 65 健康づくり活動の推進 66 介護予防事業の推進 67 精神保健事業の推進
	③公費負担医療制度の推進	68 自立支援医療の給付（育成医療・更正 医療・精神通院医療） 69 指定難病医療給付制度の周知
	④医療的ケアが必要な方へ の支援	70◎ 医療的ケア児への支援体制の整備促進 71 レスパイトケア事業の推進

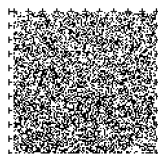


基本目標 3 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

主要課題	施策	事業名
(1) 療育体制・保育 支援の充実	①療育体制の充実	59 乳幼児健康診査の推進（再掲） 60 乳幼児訪問指導の推進（再掲） 61 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進（再掲） 70◎ 医療的ケア児への支援体制の整備促進（再掲）
	②障がいのある子どもの保育支援	72 保育園・幼稚園障がい児保育の充実 73◎ 発達障がいへの支援 74 放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進 75◎ 障害児通所支援の充実
(2) 障がいのある子どもへの教育支援体制の充実	①特別支援教育の推進	76 特別支援教育体制の充実 77 交流及び共同学習の推進 78 教職員研修の充実 79 就学相談の充実 62 サポート手帳の活用（再掲）
	②就学や体験活動等の支援	80 就学支援の拡充 81 体験活動の推進

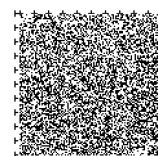
基本目標 4 就労支援と社会参加の促進

主要課題	施策	事業名
(1) 雇用・就労の促進	①一般就労の促進	82 就労拡大のための啓発 83 町職員採用の推進 84 公共施設における就労実習の場の提供 85◎ 就労支援の推進
	②福祉的就労の促進	86 職業自立訓練機能の充実 87 優先調達の推進
(2) 社会参加の促進	①スポーツ活動の充実	88 障がい者スポーツへの参加の推進 89 障がい者スポーツ指導者の養成 12 スポーツフェスティバルへの参加促進（再掲）
	②文化・芸術活動などの充実	90 生涯学習参加の拡大 91 生涯学習の推進 92◎ 文化・芸術活動参加の場の提供
	③計画への参画の機会づくり	93 福祉計画の策定・評価への参画促進



基本目標 5 安心・安全に生活できるまちづくり

主要課題	施策	事業名
(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリー化の推進	94◎ 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
		95 公共交通に係るバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の支援
		96 多機能トイレの整備推進
	②道路環境の整備	97 道路のバリアフリー化の推進 98 駅周辺の放置自転車対策の推進
(2) 安心・安全な暮らしの確保	①安心・見守り体制づくり	99◎ 緊急時における迅速な対応の推進
		100 平時からの要援護世帯等との関係づくり
		101◎ 自主防災組織の充実
		102 防災意識の高揚
		103 防災訓練の充実
		104 避難行動要支援者登録制度の推進
		105 避難所運営体制の整備
		106 地域支援体制の充実
		107 杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークの充実
		108 介護マークの普及促進
		36 消費生活相談の充実（再掲）



4 重点的な取組

障がい者施策の推進に当たっては、杉戸町総合振興計画の理念や第7期杉戸町障がい福祉計画・第3期杉戸町障がい児福祉計画における成果目標等を踏まえながら、町や関係機関・団体等との連携・協働により、効果的に施策・事業を展開していくことが重要です。

本計画では、計画策定に先立ち実施したアンケート調査や障がい者関係団体調査の結果のほか、社会情勢などを総合的に勘案し、特に積極的に推進していく必要がある以下の事業を、重点的な取組として掲げます。

I 権利擁護の取組の充実

障害者差別解消法の施行・改正に伴い、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められていることから、法の一層の浸透に向けて町民に周知・啓発を図ります。

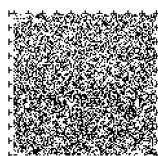
また、障がい者の権利擁護の一環として、障がい者虐待の防止と成年後見制度の利用を推進します。

事業 No.	重点事業
1	障害者差別解消法の周知・推進
7	障がい者への虐待防止事業の推進
8	成年後見制度の利用促進

II 意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨も踏まえ、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語条例の策定を進めるとともに、手話の普及・啓発を推進します。

事業 No.	重点事業
25★	手話の普及・啓発



Ⅲ 相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族、障がい者団体などが抱える様々な悩みや課題を気軽に相談でき、信頼関係を築くことができるよう、相談支援体制の充実を目指します。

事業 No.	重点事業
28	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営
29	相談の連携強化

Ⅳ 障がい児支援の体制整備

障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携を目指します。

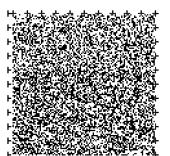
また、子どもの障がいを早期に発見し、支援できる体制の整備を図ります。

事業 No.	重点事業
70	医療的ケア児への支援体制の整備促進
73	発達障がいへの支援
75	障害児通所支援の充実

Ⅴ 就労の促進

障がいのある人の社会的・経済的自立を支えるためには、就労が重要な位置づけとなっています。障がいの特性に応じて働くことができるよう、多様な就労機会を提供するとともに、就労定着に向けたサポートも実施します。

事業 No.	重点事業
85	就労支援の推進



VI 文化・芸術活動の充実

誰もが生まれ持った個性や能力を発揮し、積極的に社会参加を図っていくことができるよう、地域における障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会の充実を図ります。

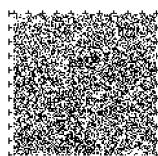
事業 No.	重点事業
92	文化・芸術活動参加の場の提供

VII 安心・安全な暮らしの確保

障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民が「安心して暮らせるまち」を実感できるよう、多くの人が利用する建築物・道路などの生活基盤の整備を進めます。

また、災害発生時には、障がいのある人への情報提供や避難の手助けなどの支援を行い、安心・安全につなげていきます。

事業 No.	重点事業
94	公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
99	緊急時における迅速な対応の推進
101	自主防災組織の充実



第2章 施策の展開

基本目標1 ともに認め合い、支え合う地域づくり

【主要課題】

- (1) 差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進
- (2) 思いやりのある地域づくりの推進
- (3) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

主要課題（1）差別の解消・合理的配慮・権利擁護の推進

現状と課題

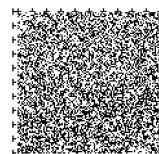
障がいのある人もない人も、ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護の推進を図っていくことが重要です。

アンケート調査の結果によると“障がいがあることが原因で、何らかの差別と感じる取扱いを受けた経験がある”という回答は、障がい者（18歳以上）調査で16.6%、児童（18歳未満）の保護者調査で27.8%となっています。また、令和6年4月以降、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、今後は差別解消に向けた町民や事業者等への周知・啓発等の取り組みをさらに充実させていく必要があります。

また、“成年後見制度の認知度”について、障がい者（18歳以上）調査の結果によると、令和2年度の53.2%から令和5年度は56.1%と向上しているものの、国では令和4年に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定するなど、制度のより実効性のある運用に向けた方向性を示しています。引き続き、必要とする方が正しく成年後見制度の内容を理解し、制度の利用につながるよう周知を図るとともに、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進も含め、地域における権利擁護支援の推進を図っていく必要があります。

施策の推進方向

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、広報すぎとやホームページを活用するとともに、障害者週間や各種行事などの機会を通じて、障がいに関する



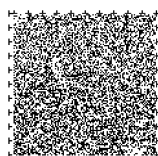
正しい理解と障がいのある人への合理的配慮について普及・啓発を図ります。また、令和元年度に埼玉北地区3市2町で設置した、埼玉北地区障害者差別解消地域協議会を核とし、引き続き障がい者差別の解消に取り組めます。

小・中学校において、車いすや手話等の体験活動や指導者による講話の開催等、福祉教育を計画的に実施していくとともに、学校の教育活動全体を通して福祉教育のさらなる充実を図ります。

障がい者への虐待防止事業の推進や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護体制の充実に努めます。特に成年後見制度の利用促進に関しては、引き続き、埼玉県成年後見制度利用促進協議会及び埼玉県成年後見制度利用促進越谷地区協議会に参加し、制度の利用促進に努めるとともに、関係課や関係機関とともに中核機関の設置を進めていきます。

施策 ①障がいを理由とする差別解消の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1 ◎	障害者差別解消法の周知・推進	「必要かつ合理的な配慮」についての理解を促進するため、広報すぎとやホームページなどに掲載し、周知啓発に努めます。	福祉課
2	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営	埼玉北地区地域自立支援協議会(※120 頁参照)と連携し、障害者差別解消支援地域協議会を運営していきます。	福祉課
3	障がいや障がい者の理解の促進	広報すぎとやホームページなどを活用し、「障害者週間」(12月3日から9日)の周知を図ります。また、各種事業やイベントを通じて、障がいや障がい者への理解の促進に努めるとともに、ホームページを活用して障がいに関する情報を掲載し、理解の促進を図ります。	福祉課

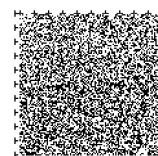


施策 ①障がいを理由とする差別解消の推進（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
4	福祉教育の推進	町内小中学校を福祉協力校とし、学校内福祉関連活動を支援するとともに、夏のボランティア体験等の体験の場を設け、福祉教育の推進を図ります。また、基本的人権の尊重という理念に基づいた福祉社会の実現を目指して、小・中学生が福祉を学ぶ授業の実施、それを実施する教員に対する研修会を企画し、ボランティア精神や思いやりの心の醸成を推進していく環境づくりに努めます。	学校教育課 社会福祉協議会 (福祉課)

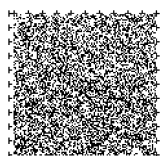
施策 ②行政サービス等における合理的配慮の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	職員に対する障がい者理解の促進	公共の事業・施策を進める上で適切な対応が取られるように、職員に対する各種研修を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	総務課
6	選挙における配慮の実施	障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や、選挙に関する情報を障がいの特性に応じて提供します。また、点字投票や代理投票を適切に実施するとともに、指定病院や郵便で実施する不在者投票の手続きに関する情報を周知し、投票所での投票が困難な方の投票機会を確保します。	選挙管理委員会事務局



施策 ③権利擁護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
7 ◎	障がい者への虐待防止事業の推進	障がい者虐待防止センターを周知します。また、障がい者を擁護する人、福祉サービス事業に従事する人、障がい者を雇用する事業主などからの虐待について通報を受けた場合は、町による事実確認や訪問調査を実施するとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。	福祉課
8 ◎	成年後見制度の利用促進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約するための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部を助成し、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。成年後見制度の利用促進を図るため、計画期間中に「成年後見中核機関」を設置し、機能整備を段階的に進めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
9	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進	判断能力が不十分等のため日常生活を営むのに不安がある者に対して、福祉サービスの利用援助を行い、必要に応じて生活費・日用品の代金支払に伴う預金の払戻し、書類の預かりなどのサービスを提供し、権利を擁護します。	社会福祉協議会 （福祉課）



主要課題（２）思いやりのある地域づくりの推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、互いに思いやり、支え合う地域づくりを推進していくために、交流機会の充実やボランティア活動の活性化を図っていくことが必要です。

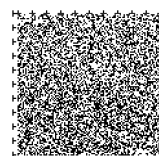
障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと”として、「障がい者と障がいのない人や障がい者同士の交流の場」との回答が14.1%となっています。また、趣味や学習、スポーツなどの活動の際に困ることとして、「一緒に参加する友人、仲間がいない」、「障がいのある人同士が気軽に集まれる場所がない・少ない」が上位にあげられています。

本町では、これまでも社会福祉協議会と連携し、各種講習会やボランティア活動、団体への支援を行ってきましたが、今後も様々なイベントや講習会等の場を通じて町民の意識啓発を図るとともに、新たなボランティアの担い手や障がい者団体の育成を進めていく必要があります。

施策の推進方向

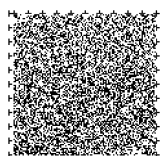
地域の行事やお祭りといったイベントなど、多くの人が気軽に集まれる場を活用し、地域の交流・つながりを支援します。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、イベントの開催方法、内容等もこれまでと変化している中で、障がいのある人となない人が交流できる場の創出に向け、共生社会づくりを目指したイベントへの後援などを引き続き行っていきます。

ボランティアの育成のため、各種講習会を実施するとともに、幅広い年齢層が参加できるボランティア体験プログラムの充実を図ります。また、障がいや障がいのある人への理解と障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動に対する支援を推進していきます。



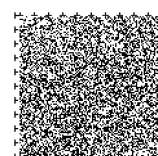
施策 ①交流機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
10	交流の促進	障がいのある人が、障がい者週間記念事業をはじめ、町の各種イベントへ気軽に参加できるような環境を整備し、参加者同士の交流を促進します。また、障がいのある人の居場所づくりについて、検討を進めます。	福祉課
11	「ふれあい」イベントの充実	ボランティア団体や福祉施設の周知、防災や健康福祉の啓発の場として「いきいきふれあいまつり」の充実を図ります。また、「ふれあいコンサート」の開催を支援し、障がいのある方やそのご家族も地域の学生や音楽に触れ合うことで地域との交流促進を図ります。	社会福祉協議会 (福祉課)
12	スポーツフェスティバルへの参加促進	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課
13	農を通じた地域交流の推進	市民農園やアグリパークゆめすぎとの収穫体験・バリアフリー花壇などの利用を促進し、農を通じた社会参加の機会提供に努めます。	産業振興課



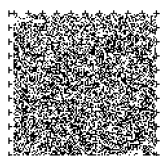
施策 ②ボランティア活動などへの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
14	福祉ボランティア団体への助成	ボランティア団体に対する助成を行い、地域福祉活動を支援します。	社会福祉協議会 (福祉課)
15	ボランティアパートナー制度の推進	福祉ボランティア団体の持つ創意と意欲を福祉のまちづくりに活用するため、福祉ボランティア団体と協働して事業を実施し、地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
16	各種講習会の開催	障がいのある人の理解と社会参加を促進するため、社会的ニーズを鑑みながら、各種講習会（ガイドヘルプ、手話、要約筆記、点訳、音訳等）を開催し、ボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会 (福祉課)
17	ボランティア活動への参加機会の提供	ボランティア体験の場の提供に努めます。特に、若年層のボランティア活動の参加機会として夏のボランティア体験プログラム事業の充実を図るとともに、タイムリーなボランティア活動情報の提供に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
18	ボランティア情報の提供	ボランティアをしたい人、利用したい人のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報紙の発行やホームページの活用により相互あっせん及び紹介などの情報提供に努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)



施策 ③障がい者団体の育成支援

No.	事業名	事業内容	担当課
19	障がい者団体への育成・支援	障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行うとともに、障がい者団体の育成に努めます。障がいや障がいのある人への理解と障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動を支援します。	社会福祉協議会 福祉課



主要課題（３）情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

現状と課題

障がいのある人による情報の取得・意思疎通に関わる施策の総合的な推進を図るため、令和４年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

アンケート調査の結果によると、“障がい福祉サービス等の情報の入手先”について、障がい者（１８歳以上）調査では「町や県などの広報紙やチラシ」「町や県などの窓口」、児童（１８歳未満）の保護者調査では「相談支援事業」に次いで「インターネットを通じて」が上位にあげられています。今後も、障がいのある人が必要とする情報を適切に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上を図っていく必要があります。

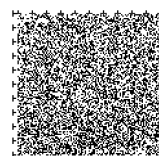
また、“手話言語の理解・普及”について、障がい者（１８歳以上）調査では「手話言語への理解・普及」「手話言語ができる人の育成」、児童（１８歳未満）の保護者調査では「子どもが日本語と手話言語を学ぶ環境づくり」等が上位にあげられ、引き続き障がい特性に配慮した意思疎通支援の充実を図っていくことが重要です。

施策の推進方向

町ホームページについて、障がいのある人でも容易に情報に接することができるよう字の大きさや配色等に配慮するとともに、引き続きウェブアクセシビリティの向上を目指します。広報紙の掲載内容は、分かりやすく親しみが持てるような内容や表現等の配慮を行うとともに、ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を用い、より伝わりやすい情報提供に努めます。また、音訳ボランティア団体等の協力により、音声録音ＣＤを公共施設等に設置し、希望者に貸し出すとともに、町ホームページへの音源公開も実施していきます。

町イベントや出前座談会等の開催に際しては、可能な限り手話通訳者・要約筆記者の配置を行います。重要かつ緊急のお知らせについては、町ホームページや防災無線、すぎめーなど、様々な方法を活用していきます。

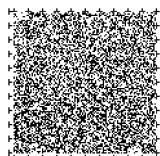
基幹相談支援センター「ترونコ」を核とし、各種福祉サービス利用に関する様々な情報を集約し、利用者が必要とする情報を総合的に提供できるネットワークづくりを進めます。



施策 ①情報アクセシビリティの向上

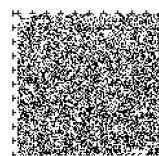
No.	事業名	事業内容	担当課
20	広報紙・ホームページの充実	ボランティア団体等の協力により、広報紙の音声録音メディアを作成し、希望者に貸し出すとともに、ホームページで音源の公開をします。また、ホームページについては、字の大きさや配色に配慮するとともに、ウェブアクセシビリティ(※)の向上を目指し、改善に努めます。	秘書広報課 社会福祉協議会 (福祉課)
21	福祉情報の充実	広報「すぎと」やホームページを通じて様々な福祉情報を提供し、その充実に努めます。	福祉課
22	出前座談会の実施	町長が町民から依頼され、町内各地に出向き、ともに明日の杉戸について語り合うことを目的として、「出前座談会」を開催します。また、必要に応じた情報保障として手話通訳者や要約筆記奉仕員等を配置します。	秘書広報課
23	行政情報のバリアフリー化推進	障がいの種別に関わりなく、行政が発信する情報を適確に伝えるため、手話通訳・要約筆記の配置、すぎめー・防災無線の活用や電子情報の随時更新など、伝達手段を工夫します。また、視覚障がい者(希望者)への重要文書に点字シールを貼付します。	全課
24	情報提供体制の整備	各種福祉サービス利用に関する様々な情報を集約し、利用者が必要とする情報を総合的に提供できるよう、基幹相談支援センターを中心に情報収集のためのネットワークの構築を図ります。	福祉課

※ウェブアクセシビリティとは…障がい者など心身の機能に制約のある人でもウェブで提供される情報にアクセスして利用できること。



施策 ②意思疎通支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
25 ★	手話の普及・啓発	手話は言語であるとの認識に基づき、聞こえない人が手話によりコミュニケーションを図ることができるよう、手話言語条例の策定を進めるとともに、手話の普及・啓発に努めます。	福祉課
26	意思疎通支援事業の推進	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を実施します。	福祉課
27	奉仕員養成講習の推進	ボランティア団体の育成など地域における支援体制を整備できるよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講習会を計画的に行います。	福祉課



基本目標２ 自分らしく健康に暮らせる地域生活支援の充実

【主要課題】

- (１) 相談支援体制の充実
- (２) 障がいのある人と家族を支えるサービス提供体制等の充実
- (３) 保健・医療サービスの支援体制の充実

主要課題（１）相談支援体制の充実

現状と課題

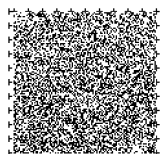
障がいのある人が自分らしく地域で生活していくためには、本人やその家族が抱える様々な悩みや課題について相談でき、解決するための体制の整備が必要です。

障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“相談機能の充実に必要なこと”として、「いつでも（休日・夜間など）相談できる窓口」「1 か所でいろいろな問題について相談できる窓口」が上位に挙げられるとともに、“緊急時に相談できる人の有無”では「いない」の回答割合が令和2年度調査の 12.8%から令和5年度調査では 17.8%と上昇しています

本町では、障害者生活支援センターを広域で設置するとともに、相談支援事業を委託により実施しており、専門的職員による情報の提供や関係機関との連絡調整に努めています。また、必要に応じて関係各課と連携し、保健・福祉・医療などに関する各種相談を実施していますが、より一層、相談体制を強化する必要があります。

施策の推進方向

基幹相談支援センター「ترونコ」を中心とした相談支援体制の充実に図るとともに、埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携し、障がいのある人との日常生活の支援を行います。また、相談内容に応じ、関係機関や関係課と情報共有を行うとともに、幅広い年代を対象とした各種健康相談や高齢者を対象とした総合的な相談支援体制の充実に図ります。

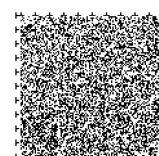


障がい者の身近な相談の機会である「障がい者の困りごと相談会」の周知や、難病患者や発達障がい者、高次脳機能障害からの相談についても、引き続き情報提供の充実に努めます。

地域における障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、個々の障害福祉サービスの利用状況を確認しながら、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、適切なサービス利用につなげます。ケアマネジメントを主に担う相談支援事業所との連携を深めるとともに、サービス等利用計画の周知に努めます。

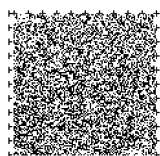
施策 ①相談支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
28 ◎	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の運営	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点（※120 頁の解説参照）において埼玉北部地区圏域の相談支援体制を充実させ、障がいのある人の日常生活及び将来を見据えた支援を行います。	福祉課
29 ◎	相談の連携強化	保健・福祉・医療と密接に関わる一連の総合相談体制を強化します。身体障がい・知的障がい・精神障がいそれぞれの相談内容により、ケース会議への同席・情報共有を図り、連携した対応を行います。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
30	身近な相談の場の推進	身近な相談の場の「障がい者の困りごと相談会」の実施にあたり、周知方法を見直し、利用促進に努めます。また、同じ環境や課題を抱える人が、その体験から来る感情を共有できるピアサポート事業について研究を進めます。	福祉課
31	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への支援	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者に対する支援ニーズに対応するため、必要な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の活用を促します。	福祉課



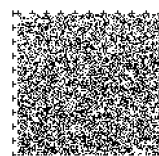
施策 ①相談支援体制の充実（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
32	訪問相談等の充実	障がいのある人やその家族の健康に関する相談指導等を充実します。	健康支援課
33	健康相談の実施	乳幼児から高齢者まで心身の健康について自らが考えられるよう、相談・情報提供等を実施します。	健康支援課
34	高齢者総合相談の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者の福祉や介護に関する専門的、総合的相談体制を充実します。（65歳以上対象）	高齢介護課
35 ★	高齢者の電話相談	精神的な不安や悩み、心配事を抱えている高齢者やその家族に対し、24 時間体制で 365 日、保健師や看護師などの専門職による電話相談の対応をします。	高齢介護課
36	消費生活相談の充実	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	産業振興課



施策 ②障がい者ケアマネジメントの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
37	計画相談支援・障害児相談支援の充実	障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する障がい者（児）にサービス等利用計画などを作成し、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげます。また、埼玉北地区圏域での相談支援充実のため相談支援事業所の育成に努めます。	福祉課
38	地域相談支援の推進	施設入所者及び精神科病院の入院者に対し、地域生活に向けた支援を行います。また、地域生活を定着させるための相談などを行い、自立した生活を送るための環境を整えます。	福祉課



主要課題（２）障がいのある人と家族を支えるサービス提供体制等の充実

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な福祉サービスの提供を図っていくとともに、障がいの重度化や本人の高齢化、親亡き後を見据えた将来を安心して任せられる地域づくりが求められます。

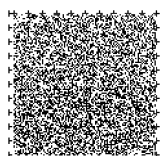
アンケート調査の結果によると、“福祉サービスについて改善が必要なこと”として、障がい者（18 歳以上）調査では「サービスについての情報提供を増やす」「利用できる回数や日数を増やす」、児童（18 歳未満）の保護者調査では「サービスについての情報提供を増やす」に加え、「通学・通所・通院するための送迎や交通手段を整える」「利用できる事業者の数を増やす」が上位にあげられており、いずれもサービスに関する情報提供が課題となっているほか、サービス提供体制の確保とともに、外出・移動の支援に関する取り組みも重要となっています。また、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと”として、「在宅での福祉サービスの充実」や「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」があげられており、引き続き充実に図っていく必要があります。

さらに、障がいのある人が安心して生活できる環境を整えていくため、住環境や日中活動の場の整備に加え、意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝えることができるコミュニケーション支援の充実が必要です。

施策の推進方向

誰もが地域で自分らしく暮らし、安心して生活できるよう、埼葛北地区圏域において事業者の育成を図るなど、障がいのある人やその家族の在宅生活を支えるサービス提供体制の整備・充実に努めます。

また、引き続き施設サービスや日中活動の場の充実に図るとともに、生活しやすい住まい整備の支援や、外出支援、コミュニケーション支援、経済的支援の充実に努めます。

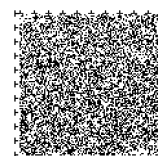


施策 ①在宅サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
39	出張理容サービスの利用促進	在宅で、寝たきりや外出が困難な方を対象に、出張による理容サービスを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
40	車いすの貸出し	歩行が困難な方の移動手段の確保のため、車いすの貸し出しを行います。	福祉課 社会福祉協議会 (福祉課)
41	紙おむつ支給の推進	在宅療養の身体・精神に障がいのある人や、排せつの介助を必要とする寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給します。	福祉課 高齢介護課
42	緊急通報システムの整備・充実	ひとり暮らしの身体障がい者や高齢者、高齢者世帯などの方に対し、急病や災害などの緊急時に迅速な通報手段を確保し速やかな救助活動を行うため、緊急通報システムの整備・充実に努めます。	福祉課 高齢介護課
43	障がい者生活介護施設の運営	在宅障がい者の日中活動の場として障がい者生活介護施設「デイケアかわせみ」を設置・運営します。また、利用者が安心して利用できるような施設の充実に努めます。	福祉課
44	情報・通信用具の給付	障がいのある人がホームページなどを通じて情報の取得や発信などができるよう、画面音声化ソフトなど情報通信支援用具の給付を推進します。	福祉課

施策 ②施設サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	障がい者施設情報の把握	地域生活支援拠点を中心として、障がい者施設に関する情報を集約し、サービス利用の相談時に情報を提供します。	福祉課



施策 ②施設サービスの充実（続き）

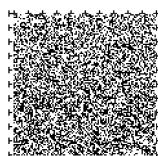
No.	事業名	事業内容	担当課
46	障害者生活支援センターの利用促進	地域における総合的な相談やサービスの提供・調整を実施する障害者生活支援センターの利用促進に努めます。	福祉課

施策 ③住まいや日中活動の場の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
47	居宅環境整備の助成	身体に重度の障がいのある人（１～２級、下肢または体幹）の居宅改善に対し、補助金を支給するとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
48	地域活動支援センターの利用促進	創作的活動、または生産活動の機会の提供、地域社会との交流などを実施する地域活動支援センターの利用促進を図ります。	福祉課

施策 ④外出支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
49	リフト付き車両の貸出し	介護を必要とする方に対し、車いすごと乗り降りできるリフト付き車両を貸し出します。	社会福祉協議会（福祉課）
50	タクシー利用料金及び自動車等燃料費の助成	在宅の重度心身障がい者の外出の際の経済的負担を軽減するため、タクシー料金や自動車等燃料費の一部を助成します。	福祉課
51	移動の支援	屋外での移動が困難な障がい者（児）の外出の支援として、移動支援事業を実施します。	福祉課



施策 ④外出支援の充実（続き）

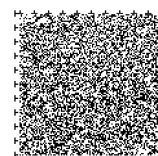
No.	事業名	事業内容	担当課
52	自動車運転のための助成	身体障害者運転免許取得費及び身体障害者自動車改造費の補助を行うとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
53	福祉有償運送事業の利用促進	移動に介助が必要な身体障がい者などを対象に、登録されたNPO法人等により有償で輸送するサービスの利用を促進します。	福祉課

施策 ⑤コミュニケーション支援

No.	事業名	事業内容	担当課
26	意思疎通支援事業の推進（再掲）	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を業務委託により実施します。	福祉課
27	奉仕員養成講習の推進（再掲）	ボランティア団体の育成など地域における支援体制を整備できるよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講習会を計画的に行います。	福祉課

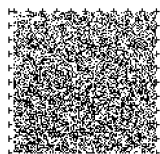
施策 ⑥サービスの質の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
54	福祉サービス事業者の質の向上	自立支援協議会を通じた事業者同士の情報交換の場をつくり、サービスの潜在的な需要への対応やサービス水準の維持向上を図ります。また、本町では送迎に対する潜在的なニーズが高いことから、各事業所への情報提供に努めます。	福祉課



施策 ⑦経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
55	生活福祉資金の貸付け	支援が必要とされる世帯に対し、生活相談・支援を行いつつ、安心した生活が送れるよう資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
56	在宅重度心身障害者手当の支給	在宅の重度心身障がい者に対して手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
57	特別障害者手当等支給事業の周知	在宅の重度の障がい者(児)で常時介護を要する方が手当を受給できるよう、制度の周知に努めます。	福祉課
58	重度心身障害者医療費等の支給	重度心身障がい者の医療費や入院生活費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
8	成年後見制度の利用促進(再掲)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約のための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。 また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部助成をし、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。 さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。成年後見制度の利用促進を図るため、計画期間中に「成年後見中核機関」を設置し、機能整備を段階的に進めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会



主要課題（３）保健・医療サービスの支援体制の充実

現状と課題

社会において自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが不可欠です。

障がい者（18歳以上）調査の結果によると、身体障がいのある人の約半数が75歳以上、障がいのある人を介助する家族の年齢は70歳以上の割合が4割台半ばとなっており、本人の高齢化とともに介助者の高齢化も進んでいる状況です。そのような状況の中、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なもの”として、約4割の方が「保健・医療サービスの充実」と回答しており、保健・医療関連施策の重要性が特に高くなっています。

引き続き、各ライフステージにおける保健事業を充実させ、予防や早期発見、早期治療のための適切な施策を推進していくとともに、健康相談や健康教育を推進し、生活習慣の改善や健康づくりの意識啓発を図っていく必要があります。

また、医療の発達により、医療的ケアを必要とする障がい児が増加傾向にあることや、高齢化の進展による障がいの重度化・重複化が問題となっていることから、今後はこれまで以上に保健・医療分野等と福祉分野との連携が重要となります。

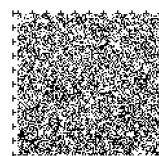
施策の推進方向

健康診査や健康相談などを通じて、障がいの原因となる疾病などの予防や早期発見・早期治療に努めます。障がいのある人に対しては、保健指導や療育の指導などを実施し、障がいの特性に応じて適切な保健・医療サービスが受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人を介助する家族の高齢化が進んでいるため、健康づくり活動や介護予防事業などを推奨し、本人だけでなく、家族も含めた世帯全体の健康増進に努めます。

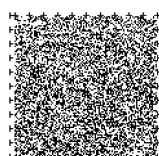
障がいのある児童・生徒に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を図るため、サポート手帳の普及に努めます。また、今後設置を予定している「こども家庭センター」の構築に向け、さらに関係機関等と連携を強化し、子育て家庭への支援を図ります。

埼葛北地区地域自立支援協議会「医療的ケア児（者）を考える医療・福祉等連携会議」において、医療的ケアが必要な方を地域で支えるネットワークづくりに引き続き取り組みます。



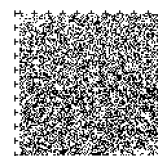
施策 ①疾病・障がい等の早期発見・対応

No.	事業名	事業内容	担当課
59	乳幼児健康診査の推進	聴覚障がいの早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査を実施します。3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査(屈折検査を含む)を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
60	乳幼児訪問指導の推進	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の未受診者の受診勧奨と事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
61	乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談を行います。	健康支援課
62	サポート手帳の活用	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課



施策 ②健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
63	妊産婦保健指導の推進	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、保健指導を実施します。ママパパ教室を開催し、妊娠中や産後の健康と子育てに関する学習の機会を提供します。	健康支援課
64	健康診査の推進	疾病の早期発見を目的として、各種がん検診（胃、肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸部）・骨粗しょう症検診を実施します。集団健診では、特定健診とがん検診を同時に実施し利便性を図ります。支援の必要な方には、スタッフが付き添い健診介助を行います。また、胃・肺がん検診併用車を活用することで、乗降等の負担を軽減した検診環境の整備を行います。受診率向上のため、障がいのある人が検診を受けるにあたり妨げになっていることの把握に努めます。	健康支援課
65	健康づくり活動の推進	生活習慣病の予防、健康の保持増進を目的として健康相談、健康教育、がん検診などを実施し、障がいのある人やその家族も含めた町民の健康づくり活動を支援します。講演会等では手話通訳者や要約筆記者の配置や、健康相談・特定保健指導におけるコミュニケーション支援の体制整備を図ります。	健康支援課
66	介護予防事業の推進	障がい者を介助する家族の高齢化が問題となっていることから、高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、介護予防のための教室を開催し、健康増進に努めます。	高齢介護課

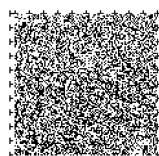


施策 ②健康づくりの推進（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
67	精神保健事業の推進	精神保健の相談や訪問指導により、精神障がいのある人やその家族に必要な助言を行います。こころの健康への意識の向上を図るため、町民を対象に講演会を開催します。また、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して、「杉戸町自殺対策計画」を策定するとともに、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の養成を図ります。	健康支援課

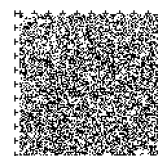
施策 ③公費負担医療制度の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
68	自立支援医療の給付(育成医療・更正医療・精神通院医療)	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために医療が必要な方や通院による精神医療を継続的に要する方に対し、公費負担により医療費の負担軽減を図ります。	福祉課
69	指定難病医療給付制度の周知	難病の治療を受けている方の医療費の負担軽減が図られるよう、指定難病医療給付制度の周知に努めます。	福祉課



施策 ④医療的ケアが必要な方への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
70 ◎	医療的ケア児への支援体制の整備促進	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課
71	レスパイトケア事業の推進	在宅で、人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を推進します。	福祉課



基本目標３ 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進

【主要課題】

- (１) 療育体制・保育支援の充実
- (２) 障がいのある子どもへの教育支援体制の充実

主要課題（１）療育体制・保育支援の充実

現状と課題

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、保健事業や福祉サービス等を通じて、障がい等を早期に発見し、適切な療育につなげていくとともに、すべての子どもが分け隔てなく、地域の中で健やかに成長していくことができるよう、療育体制・保育支援の充実を図っていくことが重要です。

児童（１８歳未満）の保護者調査の結果によると、“発達の不安や障がいなどのある子どもが早期に適切な支援を受けるために必要なこと”として「専門家による相談体制の充実」、「障がい児が住みよいまちづくりに必要なこと」として「療育・保育の質の向上」が最も多くあげられています。

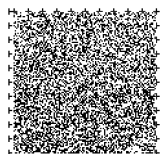
本町では、医療機関、保育園・幼稚園と情報共有・連携を図りながら、乳幼児健診や新生児などへの訪問指導、乳幼児健全発達支援事業を実施するとともに、保育園や幼稚園における障がい児保育を推進しています。

今後も引き続き、発達の遅れや障がい等について、早期発見・早期対応が可能となるよう支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児や重症心身障がい児等も含め、障がい児支援体制のさらなる強化に向けた環境整備を進めていく必要があります。

施策の推進方向

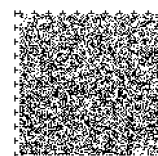
乳幼児健診や保健指導を推進するとともに、関係機関との連携を図り、障がい等の早期発見から適切な治療や療育指導につなぐ相談指導体制の強化に努めます。

また、障がい児保育の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかにいきいきと育つよう支援します。



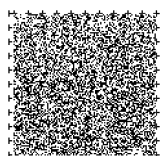
施策 ①療育体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
59	乳幼児健康診査の推進 (再掲)	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減・虐待防止を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
60	乳幼児訪問指導の推進 (再掲)	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
61	乳幼児健全発達支援相談 指導事業の推進(再掲)	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談・集団指導を行います。	健康支援課
70 ◎	医療的ケア児への支援体制の整備促進(再掲)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課



施策 ②障がいのある子どもの保育支援

No.	事業名	事業内容	担当課
72	保育園・幼稚園障がい児保育の充実	保育園・幼稚園では、専門機関との連携を強化し、受入体制を整備・推進します。また、障がいのある幼児を支援する職員の配置に努めます。	子育て支援課
73 ◎	発達障がいへの支援	発達が気になる子どもの行動に関して、早期に気づき特性に応じた保育・支援や保護者への育児支援を行えるよう発達支援サポーターを育成し、幼稚園・保育園への配置に努めます。また、発達障がい支援の中心となる発達支援マネージャーを育成し、発達障がい児（者）への支援体制を整えます。	福祉課 子育て支援課
74	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進	障がいのある児童の放課後児童クラブへの受け入れに努めます。	教育総務課
75 ◎	障害児通所支援の充実	埼葛北地区圏域において、重症心身障がい児等の受け入れを行う児童発達支援事業所などの整備について、引き続き検討していきます。	福祉課



主要課題（２）障がいのある子どもへの教育支援体制の充実

現状と課題

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるように、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供していくことが重要です。

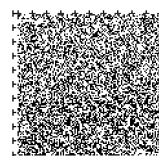
また、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容を推進する観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進や交流及び共同学習の充実を図っていくことが求められます。

児童（18歳未満）の保護者調査の結果では、“障がい児が住みよいまちづくりに必要なこと”として「企業などの就労の場の充実」「生活相談、療育相談や就労相談などの相談体制の充実」「通所施設の整備」が上位にあげられており、学校卒業後の生活へスムーズに移行するための就労支援や日中活動の場の整備が引き続き課題となります。

施策の推進方向

障がいのある児童・生徒の発達段階に応じた適正な就学指導を推進するとともに、本人や保護者の意思を尊重した就学ができるよう、特別支援教育体制の充実を図ります。また、障がいへの理解を深めるため、教職員研修の充実を図るとともに、交流教育を推進します。

障がいのある児童・生徒に対して、その能力・適性などに応じて高等教育へ進学する機会を拡充するため、特別支援の教育コーディネーターや教育支援員、進学委員会等と情報の共有を図り、支援を行います。また、小・中学校への進学の際は、学校と保護者、教育委員会での相談や支援について丁寧に協議を行います。

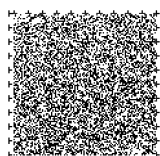


施策 ①特別支援教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
76	特別支援教育体制の充実	配慮を要する児童生徒支援のため、教育支援員の配置に努めます。	学校教育課
77	交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習をさらに推進するよう努めます。支援籍学習も継続して、取り組みます。	学校教育課
78	教職員研修の充実	特別支援教育に対する理解の充実に図るため、教職員研修を計画的に実施します。	学校教育課
79	就学相談の充実	巡回就学相談、各学校で実施する就学相談と連携を図り、児童生徒の適正な就学をサポートします。	学校教育課
62	サポート手帳の活用 (再掲)	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課

施策 ②就学や体験活動等の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
80	就学支援の拡充	障がいのある児童生徒が、その能力・適性などに応じて高等教育へ進学する機会を拡充するために、本人やその家族への就学情報の提供や受験機会の確保に努めます。	学校教育課
81	体験活動の推進	青少年の成長に期するため、社会体験や自然体験など体験機会の提供に努めます。	子育て支援課



基本目標 4 就労支援と社会参加の促進

【主要課題】

- (1) 雇用・就労の促進
- (2) 社会参加の促進

主要課題 (1) 雇用・就労の促進

現状と課題

就労は、障がいのある人が地域で自立して暮らしていくために、暮らしの充実や生きがいに結びつく重要な要素です。

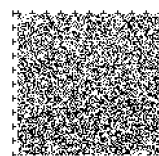
障がい者の就労をめぐる近年の動向としては、令和4年の障害者総合支援法等の改正により、新たな障がい福祉サービスとして位置付けられる「就労選択支援」の創設、短時間労働者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者)の実雇用率算定、障がい者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。

本町では、平成20年に障がい者就労支援センターを開設し、登録利用者数は196人(令和4年度末現在)となっています。また、障がい者就労準備セミナーの開催や役場内における就労トレーニング等を実施し、障がいのある人の就労支援に取り組んでいます。

障がい者(18歳以上)調査の結果によると、“障がい者が働くために大切なこと”として「障がいや体調に配慮した働き方」「職場の上司や同僚の障がい理解」が上位にあげられており、引き続き障がいや障がい者雇用について、職場や事業者の理解・啓発を図っていくことが重要です。また、福祉的就労も含めた、障がいの特性に合わせた多様な支援と就労の場の確保が求められています。

施策の推進方向

町内に進出している企業や事業主等へ、国・県等の機関と連携して、障がい者雇用に関する法律の周知などの啓発活動を行い、障がい者雇用の促進を働きかけます。

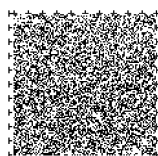


また、障がい者就労支援センターと関係機関が連携し、引き続き就職先の開拓や各種セミナーの開催等、障がいがある人の就労機会の拡大に努めます。

就労移行支援施設において、就労を希望する人に必要な知識、能力向上の訓練の場を提供します。また、就労継続支援施設において、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進し、工賃向上や福祉的就労の促進を図ります。

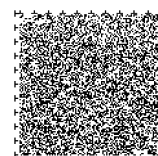
施策 ①一般就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
82	就労拡大のための啓発	福祉課及び障がい者就労支援センターと連携して、障がい者雇用に関する法律の周知などの啓発活動を行ないます。	産業振興課
83	町職員採用の推進	町職員については、計画的な採用を推進することとしていますが、障がいの有無にかかわらず、公平な職員採用に努めます。	総務課
84	公共施設における就労実習の場の提供	障がいのある人の就労を支援するため、公共施設における就労実習の場を提供します。	福祉課
85 ◎	就労支援の推進	障がいのある人が就労を希望する際には、障がい者就労支援センターへの登録を行います。また、障がい者就労支援センターにおいて、就労情報の提供や就労先への訪問、定職中の相談、離職後の再就職へ向けたサポートなどを行うとともに、必要に応じてジョブコーチ支援事業の利用を図るとともに、企業と連携した雇用の確保、就労先の開拓に努めます。	福祉課



施策 ②福祉的就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
86	職業自立訓練機能の充実	就労移行支援施設において、就労を希望する人に必要な知識、能力向上の訓練の場を提供します。また、就労継続支援施設において就労の困難な人に働く場を提供します。	福祉課
87	優先調達推進	障がい者就労施設等で販売している物品について町ホームページなどで公開し、販路の拡大を図ります。また、町で購入する各種物品について、障がい者就労施設等から購入するように努めます。	福祉課



主要課題（２）社会参加の促進

現状と課題

障がいのある人が生活のなかでゆとりや生きがいをもつためには、社会参加が欠かせません。国においては、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）」を公布・施行するとともに、令和 5 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」を策定し、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

本町では、障がいのある人もない人も一緒にスポーツ活動を楽しむ場として、スポーツフェスティバルを開催し、障がいのある人も気軽に参加できる種目の導入や、障がい者週間記念事業の一環として「アールブリュット展」を開催するなど、地域における社会参加の機会拡大に努めてきました。また、イベントや講演会の開催にあたっては、可能な限り手話通訳を導入し、障がい者の参加機会の拡大を図っています。

今後も、障がいのある人の様々な分野への参加機会の拡大や、参加しやすい環境づくり、行事内容の充実などが求められます。

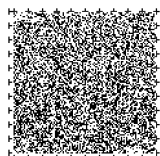
施策の推進方向

障がいのある人が、日常生活のなかで気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を楽しみ、地域の人とふれあう機会や場の提供に努めます。

スポーツフェスティバルやスポーツイベントの開催時に、ホームページ等を活用したイベントの周知を図り、障がいのある人の参加機会の拡大を図ります。また、イベント等を開催した際には、参加者から寄せられる意見等を踏まえ、その内容を指導者やボランティアの育成に反映できるよう努めます。

文化・芸術活動への参加の場として、引き続き「アールブリュット展」の充実を図ります。

障がいのある人が、福祉計画の策定に参画し、本人や家族の声が計画に反映できるような機会の提供に努めます。



施策 ①スポーツ活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
88	障がい者スポーツへの参加の推進	障がいのある人が気軽にスポーツに参加できるよう参加機会の拡大に努めます。	福祉課
89	障がい者スポーツ指導者の養成	障がい者向けスポーツを実施する際、アンケートを行い、その結果を指導者やボランティア育成に反映できるよう努めます。	社会教育課
12	スポーツフェスティバルへの参加促進（再掲）	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課

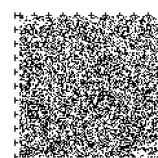
施策 ②文化・芸術活動などの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
90	生涯学習参加の拡大	イベントなどの際は、障がいのある人も参加できるよう、手話通訳や音声ガイドの導入等に努めます。	社会教育課
91	生涯学習の推進	障がいのある人を含め、町民の学習意欲に応える各種講座や教室を開催し、生涯学習の推進を図ります。	社会教育課
92	文化・芸術活動参加の場の提供	障がい者週間記念事業におけるアールブリュット展（※）など、障がいのある方の文化・芸術活動への参加の場を提供します。	福祉課

※アールブリュットとは…フランス語で既存の価値観にとらわれない作品という意味であり、日本では障がい者アートを指すことが多い。

施策 ③計画への参画の機会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
93	福祉計画の策定・評価への参画促進	障がいのある人やその家族からの意見を的確に反映するため、アンケート調査を実施し、計画内容について協議する場を設けます。	福祉課



基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり

【主要課題】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 安心・安全な暮らしの確保

主要課題（1）福祉のまちづくりの推進

現状と課題

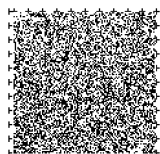
障がい者（18歳以上）調査の結果によると、“外出に関して困っていること”として、「トイレの利用に心配がある」「道路や通路などに段差がある」が上位にあげられています。また、“町のバリアフリー化の満足度”は「満足」（5.1%）と「やや満足」（10.1%）をあわせた『満足』が15.2%となっており、令和2年度の調査結果（『満足』が14.3%）から大きな変化がない状況です。

本町では、公共施設の整備・改修時にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、多機能トイレの整備推進、公共輸送施設のバリアフリー化等に努めてきましたが、今後も、国や埼玉県、事業者等への働きかけを継続し、誰もが安全かつ快適に生活できる環境の整備を進めていく必要があります。

施策の推進方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備や道路整備をすすめ、バリアフリー化を推進します。

また、関連する国・埼玉県の法令や制度について普及・啓発を図り、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

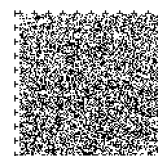


施策 ①バリアフリー化の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
94 ◎	公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進	埼玉県福祉のまちづくり推進条例に基づき、役場庁舎や町施設をはじめ、不特定多数が利用する公共的建築物のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。また、「埼玉県思いやり駐車場制度」を周知するとともに、駐車施設の適正利用を周知します。	財産管理課 福祉課 各公共施設主管課
95	公共交通に係るバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への支援	公共交通事業者が行うバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入への支援を行います。また、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進に向け、国や県、事業者に対して要望を行います。	総合政策課
96	多機能トイレの整備推進	障がいのある人の、外出時のトイレ利用の不安を解消するため、多機能トイレの整備を推進し、障がいのある人が気軽に外出できる環境づくりに努めます。	福祉課 各公共施設主管課

施策 ②道路環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
97	道路のバリアフリー化の推進	道路の拡幅整備等を実施する際には、計画段階から幅員が広く、車道との段差の無い歩道の設置を検討し、道路のバリアフリー化に努めます。	都市施設整備課
98	駅周辺の放置自転車対策の推進	駅周辺に散乱している放置自転車については、歩行等の妨げになることから、自転車利用者に対する啓発及び放置自転車の撤去を実施し、快適な道路環境の整備に努めます。	都市施設整備課



主要課題（２）安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

近年、これまでの想定を超える風水害等が頻発しており、災害時における障がいのある人の安全の確保が課題となっています。

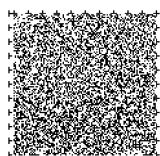
障がい者（18 歳以上）調査の結果によると、“災害時に心配すること”として、「安全に避難できるかわからないこと」が最も多くあげられているほか、“災害に備えて力を入れてほしいこと”では、「避難先での治療体制の整備」に次いで、「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が多くあげられています。一方、災害時に自力で避難することができない方のための避難行動要支援者登録制度について、登録していない方にその理由をきいたところ、制度を「知らなかった」との回答が約３割と多くなっており、引き続き制度の周知とともに、地域全体で名簿の効果的な運用等についても検討を深めていく必要があります。また、災害ボランティア登録制度の推進を図るとともに、各種防災訓練を通じて地域自主防災組織間の連携強化を図り、地域防災力の強化に取り組んでいく必要があります。

加えて、障がいのある人とその家族の高齢化など、親亡き後の生活の安心を見据え、急病等の緊急時にも迅速に対応できる見守りや支援体制の確保に取り組む必要があります。

施策の推進方向

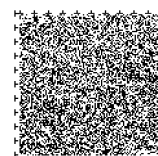
急病等の緊急時における迅速かつ的確な対応を図るため、令和３年度に開設した地域生活支援拠点オリーブを核とし、支援を必要とする方の把握に努めるとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。

洪水ハザードマップを活用した出前講座等を実施し、災害に対する意識の高揚や啓発を図り、地域の防災力強化に努めます。また、避難行動要支援者登録制度の活用や災害ボランティア登録制度の推進、自主防災組織の充実等により、災害発生時における要支援者の支援体制を強化します。



施策 ①安心・見守り体制づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
99 ◎	緊急時における迅速な対応の推進	急病などの緊急時に迅速かつ的確に対応できるよう、緊急情報キットやヘルプカードの普及啓発に努め、日常生活上の安心安全の確保を図ります。また、NET119 や緊急FAX119 の案内を行い、緊急時の連絡方法の周知に努めます。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
100	平時からの要援護世帯等との関係づくり	友愛訪問等の事業を通して平時から要援護世帯等の状況把握、関係づくりに努めます。	社会福祉協議会 (福祉課)
101 ◎	自主防災組織の充実	自主防災組織間の連携強化を図るため、地区合同防災訓練を実施します。自主防災組織へ防災資機材等整備補助金と防災訓練補助金を交付し、自主防災組織の育成と強化（防災意識の高揚）を図ります。	危機管理課
102	防災意識の高揚	出前講座（まなびっチャーズと塾）や、いきいきふれあいまつり等を通じて、防災に対する意識の高揚や啓発に努めます。	危機管理課
103	防災訓練の充実	障がい者協議会と連携を図り、災害時要支援者が防災訓練へ参加しやすい環境づくりを推進します。	危機管理課
104	避難行動要支援者登録制度の推進	避難行動要支援者登録制度を活用し、関係機関・団体、防災組織、民生委員・児童委員等と情報共有し、地域における防災支援体制の強化を図ります。	危機管理課 福祉課 高齢介護課



施策 ①安心・見守り体制づくり（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
105	避難所運営体制の整備	関係各課と連携し、引き続き要支援者などに対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所運営体制の整備に努めます。	危機管理課 福祉課 高齢介護課
106	地域支援体制の充実	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、要援護世帯等に関する情報共有と連携の強化を図ります。	高齢介護課
107	杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークの充実	要援護者（高齢者や障がい者など）への見守りや声かけを実施し、安心して自立した生活を送れる環境をつくります。	福祉課 高齢介護課
108	介護マークの普及促進	認知症等の高齢者、または障がい者を介護している方に対し「介護マーク」を交付します。周囲の人に介護中であることを表示し、理解を深めていただくとともに、介護環境の向上を図ります。	高齢介護課
36	消費生活相談の充実（再掲）	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	産業振興課

